

【令和3年工事監査】

【指図書項目】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
7	総務局	1	地山補強土の設計条件となる地質の調査を適切に行うべきこと	このため、補強材の設計条件となる地質の確認が、不十分である。補強材の設計を適正に行われた。
		2		

【意見・要望事項】

8	教育庁	学校改修における総合治水対策について	<p>教育庁は、工事請負契約により、透水性舗装等の雨水流出抑制施設を、更新する工事を行っている。雨水対策基本方針で示されている学校、公園等の公共施設を積極的に進めていくため、都庁整備局が企画に係る技術指図針を算定している。そこで、各契約の設計図面等について見ると、次の点が認められた。</p> <p>① 技術指図針では、原則として一時滞留・浸透施設等の設置を検討することとされている。また、既設の公共施設については、対策可能な公共施設から対策をしていくこととされている。</p> <p>これにより、一時滞留・浸透施設が整備されている既設の学校について、検討することが求められる。しかしながら、校庭改修その他工事で、基本方針等を考慮していないことから、滞留・浸透能力の増強についての浸透能力で雨水流出抑制施設を更新する工事が行われているものがあつた。また、校庭その他改修工事も設計において、同様に設計が行われているものもあつた。</p> <p>② 技術指図針では、雨水流出抑制施設の設置場所などをとりまどめ、浸透施設台帳として整備し、施設が存在することを確認することに努めるとし、初めに伴う修繕や施設の形状変更などを行った場合は更新するとしている。更に、維持管理マニュアル及び点検作業の頻度、機能低下時の対応、維持管理マニュアルを作成し、点検・維持管理記録を採集するよう努めるとしている。しかしながら、校庭改修その他工事等において、施設台帳を更新せず建設当初のままとなっているものもあつた。</p> <p>また、雨水流出抑制施設についての維持管理を適切に行うが、維持管理マニュアルや維持管理マニュアルは作成されていない。</p> <p>府は、今後、基本方針に基づいた雨水流出抑制施設の設置についての検討及び技術指図針に基づいた施設台帳や維持管理マニュアル、維持管理マニュアルの整備を行うことが望まれる。</p>
1		2	<p>令和3年4月以降の雨水流出抑制施設を改修する学校の設計委託案件から、施設台帳を整備した。技術指図針に基づいた維持管理マニュアル及び維持管理マニュアルを整備した。</p> <p>【1-エ】</p> <p>都立学校教育部は、令和3年4月以降の雨水流出抑制施設を改修する学校の施工案件から、設計段階で技術指図針に基づいた施設台帳を確保し、学校設置への影響を考慮しながら適切に設計を行う旨を追記した特記仕様書を策定し採用した。</p> <p>【2-イ】</p> <p>都立学校教育部管轄は、令和3年3月29日に設計担当者に対して工事監査重要事項の周知及び基本方針に基づいた雨水流出抑制施設の設置についての検討を行った。【2-エ】</p> <p>再発防止の徹底を図った。【2-イ】</p> <p>教育庁は、各施設の適切な維持管理について、各都立学校に周知・徹底を図った。【2-ウ】</p>

【令和2年度各会計歳入歳出決算審査】

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	(団体)			
9	福祉保健局	1	著作権が登録されているもの	著作権1件(ヘルプマーク)が登録されとなっている。
		2		
10	福祉保健局	1	物品が過大登録及び登録漏れとなっているもの	<p>① 過大に登録されていた物品4点について、令和3年8月19日に、物品管理システムから削除した。</p> <p>【1-ウ】 廃棄推進部は、令和3年9月8日付通知文により、指割内容について周知し、適正に物品管理を行うよう指定管理者に注意喚起を行った。【2-エ】</p> <p>② 登録漏れとなっていた物品4点について、令和3年8月30日までに、物品管理システムに登録した。</p> <p>【1-ウ】 指定管理者が使用中の物品を誤って使用不用品とあるため、障害者推進部は、令和3年8月19日付通知文により、適正な物品管理と報告を行うことについて指定管理者に周知した。【2-エ】 母子社会対策部は、「物品管理事務の手引」等を参考に、次の対応を行った。【2-ウ、2-エ】 令和3年7月21日付通知文により、物品の取得・廃棄における必要な事務処理について、改めて指定管理者に周知した。</p> <p>令和3年8月6日までに各施設において備品等状況確認を実施し、結果を都に報告させた。</p> <p>指定管理者から令和3年度末に提出される物品一覧表と都の物品一覧表の架合について、令和4年4月21日に複数チェックを行った。</p>
		2		

【令和4年定例監査】

【指摘事項】

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	(団体)			
11	主税局	1	隣接する二筆の土地を同一面地として認定すべきでないもの	<p>葛飾部税務所は、隣接する二筆を同一面地として認定していた。土地は、一筆であった土地について分筆及び併しにより区分がなされ、それぞれ利用状況の異なる住宅が所在しているため、一体として利用している事実を認められなかった。</p> <p>このことから、所がこれら二筆の土地について、同一面地と認定していることは適正でない。資産産税等が、超過している。同一面地の認定を適正に行われたい。</p>
		2		
12	生活文化スポーツ局	1	デザイン制作における校正及び検査を適切に行うべきもの	<p>局は、令和4年3月28日付通知文により、監査指摘事項を周知し、再発防止の徹底を図った。【2-エ】 清算生活部は、校正の段階で複数人での確認を実施する。デザインで確認する部分は拡大して詳細まで確認する等のデザイン校正時のルールを定め、令和4年1月11日の部課長会において周知し、これにより、これまで以上に徹底して確認作業を行うこととした。【2-ウ】</p>
		2		

<p>13</p> <p>都市整備局</p> <p>(乗合バス感 染症対策に 係る整備事 業補助金に ついて) 交付決定を 適正に行う べきもの</p>	<p>都市基盤部は、乗合バス車内の感 染症対策に係る整備事業に対してその清 入経費の一部を補助している。「契 約金交付要綱別表」において、「契 約から支払までの一連の手続が補助事 業実施期間内に行われていない経 費」の交付決定前に実施した補助事 業に要する経費は、補助対象経費に 含まれない費用とされている。 部は、この「補助事業実施期間」と は、交付申請書上の「補助事業実施 予定期間」との契約予定日から業者 へのお支払を含め、補助事業が完了 した補助事業」とは、この期間内に 実施した事業であるとしている。 しかしながら、部は、この定義を明 確にしないまま、交付申請書上の「補 助事業実施予定期間」の始期経過後に 交付決定するなど、自らが認定する補 助事業実施期間等の考え方を踏まえ た事務処理となっており、補助対象 事業者の適切な事業実施期間が確保 できない状況となっている。 また、部は、補助金交付申請書の関 係書類として、補助対象商品の見積 書・仕様明細書等を求めているが、こ れが添付されておらず、補助対象経費 の金額・仕様の根拠がないものにつ いて、交付決定している。 部は、補助対象事業者の適切な事業 実施期間を確保するとともに、補助金 の交付決定を適正に行われない。</p>
<p>14</p> <p>都市整備局</p> <p>(乗合バス感 染症対策に 係る整備事 業補助金に ついて) 額の確定を 適正に行う べきもの</p>	<p>都市基盤部は、乗合バス車内の感 染症対策に係る整備事業に対してその清 入経費の一部を補助している。 交付要綱では、実績報告書の提出が あった場合において、当該実績報告書 に上り、その報告に係る補助事業の成 果が、補助金の交付決定に適合するも のと認めるときは、交付すべき補助金 の額を確定し、補助金交付額確定通知 書により補助対象事業者へ通知する とされている。 しかしながら、部は、実績報告書の 提出日及び実績報告書の「補助事業完 了年月日(業者への支払を含め、補助 事業が完了した日)」以前に検査を行 い、額の確定を行っている。 また、実績報告書の別添書類とし て、領収書の写し又は振込明細書の写 しを求めているが、これが添付され ておらず、補助対象経費の支払が確認 できないものについて、額の確定を行 っていない。補助金の額の確定を適正 に行われたい。</p>
<p>15</p> <p>都市整備局</p> <p>(乗合バス感 染症対策に 係る整備事 業補助金に ついて) 補助要件に 必要書類を 適切に提出 すべきもの</p>	<p>都市基盤部は、令和3年度の案件に ついて、早急に添付が必要な書類等 を確認した。「1-エ」 部は、令和4年度以降の案件につ いて、交付要綱等を踏まえ、関係書類 の業務フローを強化するとともに、業 務者とも共有した。申請時や履行完了 時におけるチェックシートを作成し、 必要事項について遺漏なく確認の上 対応するよう改善を図った。 【2-ウ】</p> <p>都市基盤部は、令和3年度の案件に ついて、早急に添付が必要な書類等 を確認した。「1-エ」 部は、令和4年度以降の案件につ いて、交付要綱等を踏まえ、関係書類 の業務フローを強化するとともに、業 務者とも共有した。申請時や履行完了 時におけるチェックシートを作成し、 必要事項について遺漏なく確認の上 対応するよう改善を図った。 【2-ウ】</p>

<p>15</p> <p>都市整備局</p> <p>(乗合バス感 染症対策に 係る整備事 業補助金に ついて) 補助要件に 必要書類を 適切に提出 すべきもの</p>	<p>都市基盤部は、乗合バス車内の感 染症対策に係る整備事業に対してその清 入経費の一部を補助している。「契 約金交付要綱別表」において、「契 約から支払までの一連の手続が補助事 業実施期間内に行われていない経 費」の交付決定前に実施した補助事 業に要する経費は、補助対象経費に 含まれない費用とされている。 部は、この「補助事業実施期間」と は、交付申請書上の「補助事業実施 予定期間」との契約予定日から業者 へのお支払を含め、補助事業が完了 した補助事業」とは、この期間内に 実施した事業であるとしている。 しかしながら、部は、この定義を明 確にしないまま、交付申請書上の「補 助事業実施予定期間」の始期経過後に 交付決定するなど、自らが認定する補 助事業実施期間等の考え方を踏まえ た事務処理となっており、補助対象 事業者の適切な事業実施期間が確保 できない状況となっている。 また、部は、補助金交付申請書の関 係書類として、補助対象商品の見積 書・仕様明細書等を求めているが、こ れが添付されておらず、補助対象経費 の金額・仕様の根拠がないものにつ いて、交付決定している。 部は、補助対象事業者の適切な事業 実施期間を確保するとともに、補助金 の交付決定を適正に行われない。</p>
<p>15</p> <p>都市整備局</p> <p>(乗合バス感 染症対策に 係る整備事 業補助金に ついて) 補助要件に 必要書類を 適切に提出 すべきもの</p>	<p>都市基盤部は、令和3年度の案件に ついて、早急に添付が必要な書類等 を確認した。「1-エ」 部は、令和4年度以降の案件につ いて、交付要綱等を踏まえ、関係書類 の業務フローを強化するとともに、業 務者とも共有した。申請時や履行完了 時におけるチェックシートを作成し、 必要事項について遺漏なく確認の上 対応するよう改善を図った。 【2-ウ】</p> <p>都市基盤部は、令和3年度の案件に ついて、早急に添付が必要な書類等 を確認した。「1-エ」 部は、令和4年度以降の案件につ いて、交付要綱等を踏まえ、関係書類 の業務フローを強化するとともに、業 務者とも共有した。申請時や履行完了 時におけるチェックシートを作成し、 必要事項について遺漏なく確認の上 対応するよう改善を図った。 【2-ウ】</p>

16	<p>都市整備局</p> <p>(土地区画整理事業に伴う清算金に係る債権管理について)督促を適正に行うべきもの</p>	<p>市街地整備部は、東京23区内で施行する土地区画整理事業における清算金の徴収・交付事務等について、事務取扱要領を定め、この事務取扱要領において納期限経過後も清算金の納付がないときは、速やかに督促状を送付し、督促を行うこととしている。また、年度ごとに徴収基本運営方針を定めており、督促について、納期限から1か月を経過しても納付が確認できない場合は、速やかに督促状を送付することとしている。</p> <p>第一市街地整備事務所は、督促状を下記のとおり発付した。【1-エ】</p> <p>《瑞江駅西部地区 3.5(件)》      督促状発付日 令和4年5月27日      収納件数 24件(一部収納含む)      収納額 492万4,047円</p> <p>《瑞江駅西部地区 9(件)》      督促状発付日 令和4年6月3日      収納件数 74万3,358円      (いずれも令和4年8月22日時点の収納状況)</p>
17	<p>都市整備局</p> <p>(土地区画整理事業に伴う清算金に係る債権管理について)必要な情報を把握し効果的な債権管理を行うべきもの</p>	<p>市街地整備部は、東京23区内で施行する土地区画整理事業における清算金の徴収・交付事務等について、事務取扱要領を定め、この事務取扱要領において、納期限を経過しても清算金の納付が確認できない場合は、速やかに電話連絡等により納付状況の確認をし、未払の場合には速やかに納付を依頼し、納付予定日を確認するとされ、説明がない場合は、納付義務者の手続に移行するとされている。</p> <p>第一市街地整備事務所は、督促状を下記のとおり発付した。【1-エ】</p> <p>《瑞江駅東部地区 1.9(件)》      督促状発付日 令和4年6月10日      収納件数 11件(一部収納含む)      収納額 73万8,328円</p> <p>《花畑北都地区 1.7(件)》      督促状発付日 令和4年7月15日      収納件数 10件(一部収納含む)      収納額 10万7千7百39円</p> <p>(いずれも令和4年8月22日時点の収納状況)</p>

1	<p>都市整備局</p> <p>(土地区画整理事業に伴う清算金に係る債権管理について)必要な情報を把握し効果的な債権管理を行うべきもの</p>	<p>市街地整備部は、東京23区内で施行する土地区画整理事業における清算金の徴収・交付事務等について、事務取扱要領を定め、この事務取扱要領において、納期限を経過しても清算金の納付が確認できない場合は、速やかに電話連絡等により納付状況の確認をし、未払の場合には速やかに納付を依頼し、納付予定日を確認するとされ、説明がない場合は、納付義務者の手続に移行するとされている。</p> <p>第一市街地整備事務所は、督促状を下記のとおり発付した。【1-エ】</p> <p>《瑞江駅東部地区 1.9(件)》      督促状発付日 令和4年6月10日      収納件数 11件(一部収納含む)      収納額 73万8,328円</p> <p>《花畑北都地区 1.7(件)》      督促状発付日 令和4年7月15日      収納件数 10件(一部収納含む)      収納額 10万7千7百39円</p> <p>(いずれも令和4年8月22日時点の収納状況)</p>
2	<p>都市整備局</p> <p>(土地区画整理事業に伴う清算金に係る債権管理について)必要な情報を把握し効果的な債権管理を行うべきもの</p>	<p>市街地整備部は、東京23区内で施行する土地区画整理事業における清算金の徴収・交付事務等について、事務取扱要領を定め、この事務取扱要領において、納期限を経過しても清算金の納付が確認できない場合は、速やかに電話連絡等により納付状況の確認をし、未払の場合には速やかに納付を依頼し、納付予定日を確認するとされ、説明がない場合は、納付義務者の手続に移行するとされている。</p> <p>第一市街地整備事務所は、督促状を下記のとおり発付した。【1-エ】</p> <p>《瑞江駅東部地区 1.9(件)》      督促状発付日 令和4年6月10日      収納件数 11件(一部収納含む)      収納額 73万8,328円</p> <p>《花畑北都地区 1.7(件)》      督促状発付日 令和4年7月15日      収納件数 10件(一部収納含む)      収納額 10万7千7百39円</p> <p>(いずれも令和4年8月22日時点の収納状況)</p>

1	<p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>オ</p>	<p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>オ</p>
2	<p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>オ</p>	<p>ア</p> <p>イ</p> <p>ウ</p> <p>エ</p> <p>オ</p>

<p>18</p> <p>都市整備局</p> <p>(土地地区画整理事業に伴う清算金に係る債権管理について)</p> <p>事務取扱要領及び徴収基本運営方針に基づき進行管理及び指導助言を行うべきもの</p>	<p>清算金の債権管理を行う際の計画策定及び進行管理に当たり、徴収基本運営方針では、</p> <p>①各事務所は、個別の案件ごとに、徴収額等の具体的数値により積極的な目標を設定し、徴収事務に臨む</p> <p>②各事務所は、自主的に設定した個別処理方針に基づき滞納整理を行い、毎月開行日5日までに前月の徴収・滞納状況を市街地整備部に報告する</p> <p>③市街地整備部は、必要な進行管理及び指導助言を随時行うとともに、各3回程度進行管理と検証評価を行う。滞納整理は、市街地整備部に議事録の写しを提出する</p> <p>④各事務所は、四半期に1回又は適宜、滞納整理運営方針決定会議を開催し、清算金の滞納整理に関する進行管理と検証評価を行う。滞納整理は、市街地整備部に議事録の写しを提出する</p> <p>といった手順が示されている。このように、市街地整備部は、前述の事例において、所からの報告及びヒアリングにより把握していたにもかかわらず、督促状の発付など、事務取扱要領及び徴収基本運営方針に基づき、適正かつ効果的・効率的な債権管理を行うよう指導しておらず、適切でない。</p> <p>加えて、進行管理及び指導助言に当たっては、公平性確保の側面からも、適正かつ効果的・効果的な債権管理を要し、事務取扱要領及び徴収基本運営方針に基づき、進行管理及び指導助言を適切に行われた。</p>	<p>市街地整備部は、令和4年7月6日に、所に対して、令和4年度滞納清算金個別処理方針のヒアリングを実施し、令和4年度の行動計画、督促状況の現状や徴収実績の債権管理について確認を行った。【1-エ】</p> <p>部は、所の管理職が出席する滞納清算金個別処理方針ヒアリングにおいて、事務取扱要領及び徴収基本運営方針に基づいた督促等債権管理を行うよう周知徹底した。今後も、定期的にヒアリングにおいて、所の状況を把握し、事務取扱要領及び徴収基本運営方針に基づき、適正かつ効果的・効率的な債権管理を行うよう指導していく。【2-エ】</p>
---	--	---

<p>19</p> <p>都市整備局</p> <p>(単価契約工事について)</p> <p>単価契約工事に関する事項について、単価契約工事の条件に当たらないこと、1件の指示限度額は、400万円未満とされている。</p> <p>第一市街地整備部は、将来管理業者である江戸川区に引き継ぐ財産について、手直し工事が必要であることが判明したことから、単価契約工事により実施している。この手直し工事は、あらかじめ施工程序、工種、数量が判明していることから、単価契約により対応すべきものである。</p> <p>しかしながら、所は、この手直し工事について、複数の指示に分割して単価契約工事により実施しており、適正でない。単価契約の条件に当たらない工事について、1件の工事請負契約として単価契約により実施された。</p>	<p>市街地整備部は、局が施行する土地地区画整理事業や再開発事業等の事業用地的な維持管理について、単価契約工事によって実施している。この単価契約工事については、「事業用地等維持管理(単価契約)実施要領」及び「事業用地等維持管理(単価契約)運用の運用規程」に基づき、事務処理方針を明確にしている。</p> <p>要領及び手引において、単価契約工事の適用範囲は、総師契約工事では対応が困難な即時性を必要とする維持工事、小規模(点状性)な維持工事を対象にするときとされ、この条件に当てはまらない場合は、原則として総師契約工事により実施するとされている。また、1件の指示限度額は、400万円未満とされている。</p> <p>第一市街地整備部は、将来管理業者である江戸川区に引き継ぐ財産について、手直し工事が必要であることが判明したことから、単価契約工事により実施している。この手直し工事は、あらかじめ施工程序、工種、数量が判明していることから、単価契約により対応すべきものである。</p> <p>しかしながら、所は、この手直し工事について、複数の指示に分割して単価契約工事により実施しており、適正でない。単価契約の条件に当たらない工事について、1件の工事請負契約として単価契約により実施された。</p>	<p>第一市街地整備部事務所は、令和4年8月23日付通知文により、工事課職員に要領及び手引を遵守して、単価契約を適切に活用していくことを周知徹底し、再発防止を図るとともに、同年9月13日の所内課長会において、管理職へ周知を行った。</p> <p>令和4年8月時点、要領及び手引に適合しない維持工事(2件)は、総師契約工事へ転工を行った。【2-エ】</p>
--	---	---

1	ア	イ	ウ	エ	オ
2	ア	イ	ウ	エ	オ

1	ア	イ	ウ	エ	オ
2	ア	イ	ウ	エ	オ

<p>20 都市整備局</p>	<p>(単価契約工事について) 車庫用地管理工事契約について</p>	<p>土地区画整理事業や再開奉事業等に、道路、植栽、街路灯、電線共同溝等の公共施設について、将来管理者への引継ぎが行われ、この際に、前述の事例のような手直し工事が必要となること。今後は、予算に係る通知等により、準事業執行の迅速化、施工時期等の平準化や工期12か月未満の債務負担費用の発生を抑制するための工夫を図ることなどが求められている。</p> <p>第一市街地整備事務所は、前述の事例について、適正工期の確保等や、工期が短いことによる契約不調を回避するため、総価契約工事による年度内の完了は困難であるとして、令和4年1月中旬契約となり、年度末までに完了するための工期が確保できない状況であった。また、引継ぎに維持管理費用がかかった場合、次年度に引継ぎが別途発生するとしている。</p> <p>これは、所が、総価契約工事であることを前提とした引継ぎの交渉による、車庫用地が困難な状況であることとを踏まえ、総価契約工事と、単価契約工事とを比較し、割合となる。整備部は、所の取組状況を踏まえ、公共施設等の車庫用地が困難な事例について、単価契約工事の適用防止及び維持管理経費の増大防止の観点のみならず、事業執行の迅速化及び施工時期の平準化の観点からも、引継ぎ制度の調整や、債務負担行為及び繰越制度の適用を図ることによる適切な工期の設定など、適正かつ有効な対応を検討し、所は、車庫用地が困難な事例について、適正かつ有効な対応を検討し、所を指導された。</p>
<p>1 ア イ ウ エ</p>	<p>2 ア イ ウ エ</p>	<p>市街地整備部は、令和3年度末より、局内検討組織において、設計や工事の平準化、事業の迅速化の観点から、債務負担行為や繰越制度の一層の活用について検討を進めており、令和4年度においても令和4年7月8日に工事・委託業務の平準化に向けた関係者会議を開催し、取組を推進している。</p> <p>加えて、令和4年7月、「ペン」トセ七加速化方針2022において、年度別取組を優先例とする考えを踏まえ、事業執行の更なるスピードアップの観点から、公共施設管理者等による引継ぎの迅速化を推進している。このうち、車庫用地が困難な事例においても引き継げるよう、計画的な立ち会い及び工事を進めるよう各所を指導している。</p> <p>部は、上記について令和4年8月25日付通知文により、各所へ周知徹底した。【2-エ】</p>

<p>21 都市整備局</p>	<p>(単価契約工事について) 指示決定を適正に行うべきもの</p>	<p>市街地整備部は、児童会館跡地及び都営住宅跡地の用地管理について契約により実施している。指示の手順を次のとおりとしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 指示は、受託者に対し、指示内容を示す。</li> <li>② 受託者は、「施工内容確認申請書」を作成し、都に提出する。確認申請書は、「指示書」により受託者へ指示内容を確認する。</li> <li>③ 都は、提出された「施工内容確認申請書」の内容を確認し、「指示書」により受託者へ指示内容を通知する。</li> </ol> <p>このうち、受託者から「指示書」により指示内容を確認したところ、全指示等の手続きについて見ると、全指示の指示内容が指示書に記載されていないものがあることが認められた。</p> <p>このことについて、部は、公印省略の流れに沿って、決裁後へ押印することにより行っていた。従前の指示決定の処理方法について、口頭で行えるものと判断し、口頭により指示決定を行っていたとされている。</p> <p>しかしながら、指示書の前提となる指示決定について、書面等により確認できる状況となっており、適正でない。</p> <p>部は、指示決定を適正に行われた。</p>
<p>1 ア イ ウ エ</p>	<p>2 ア イ ウ エ</p>	<p>市街地整備部は、今後、現場での作業開始後、指示書の数量に差異が生じた場合には、業者から報告を受け、その都度指示変更の手続きを行い、指示書に基づいて履行確認を行うこととして、令和4年6月22日の課長代理会において周知徹底を図った。【2-エ】</p>

<p>22 都市整備局</p>	<p>(単価契約工事について) 履行確認を適正に行うべきもの</p>	<p>このことについては、指示の段階では如分量が不明であったため、概算で指示を行い、車庫作業終了後に廃棄物処理施設に持ち込み、計量された伝票の処理量と完了届の処分量が一致していることを確認したとしている。</p> <p>単価契約においては、指示書をもとて委託内容を示して実施されていることと、指示書に基づき履行確認を行うこととなる。また、委託内容に変更が生じる場合は、指示書を変更し、これに基づき履行確認を行うこととなる。本件においても、この指示書に基づく履行の担保・確認を行う必要がある。しかしながら、部は、この指示変更の手続きを行っておらず、指示書の数量と完了届の数量が相違しているにもかかわらず、検査を合格としており、部は、履行確認を適正に行われた。</p>
<p>1 ア イ ウ エ</p>	<p>2 ア イ ウ エ</p>	

23 都市整備局 (単価契約工事について)測量委託の指示を適正に行うべきもの	1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ	第一市街地整備事務所は、区画整理事業及び再開発事業に係る測量業務について、契約により実施している。単価契約における指示は、受託者に對して指示書をもつて委託内容を明示して実施させることであり、また、起工と契約とを併せ持つ行為であることと比較して、適正に行う必要がある。ところで、この契約の指示については見たところ、指示書に添付すべき施工内容の資料(作業に係る数量の根拠を示した図面)に不備があるなど、指示が適正でない事例が認められた。適正に履行とはいえない。	第一市街地整備事務所は、令和4年8月30日付通知文により、事業課職員に對して再発防止を図るとともに、同年9月13日の所内課長会において「管理職〜周知を行い、市街地整備部へ報告した。【2-エ】」
	1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ		
24 都市整備局 (単価契約工事について)測量委託の指示を適正に行うべきもの	1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ	要領及び手引において、単価契約工事の適用範囲は、総帥契約工事では対応が困難な即時性を必要とする維持工事、小規模(点在性)な維持工事を対象にするなどされ、この条件に当てはまらない場合は、原則として総帥契約により実施するとされている。また、通知において、単価契約による測量委託の1件当たりとされた額は、1,000万円と第一市街地整備事務所が行う測量委託について、1,000万円を超える指示があり、1,000万円を越える指示がある。また、測量委託の指示が変更が必要な測量及び公示用図事作成が発生しない。すなわち、この2工種について、現時点で単価契約の方で戻っていたため、現時点で実施することとして、他の工種と合わせて指示したとしている。しかしながら、この比較は、総帥契約は設計額であり、現単価契約は落札後の契約額であることから、比較対象が異なっており、合理的な比較となる設計額で比較すると、単価契約が総帥契約より、割高となる。また、この2工種のみならず、100万円を超えていること、さらには、あらかじめ実施箇所、工種、数量が判明していることから、比較の単価契約より対応すべきものである。すなわち、単価契約の条件に当てはまらない事例について、総帥契約により実施された。	第一市街地整備事務所は、令和4年8月30日付通知文により、事業課職員に對して再発防止を図るとともに、同年9月13日の所内課長会において「管理職〜周知を行い、市街地整備部へ報告した。【2-エ】」
	1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ		

25 都市整備局 泉岳寺駅地区埋蔵文化財発掘調査に付する資金交付の適正性の見直し	1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ	市民住宅部は、住宅の情報センターをプラットフォーム情報提供システムへ登録する事務の代行を希望する事業者のため、受付・入札業務を委託して、「チラシの作成等)及び単価による業務(登録内容の確認、代行入力等)となっている。ところで、単価による業務については、予定数量が推定総金額に反映されるものであるから、予定数量は多少異なる必要がある。そこで、予定数量について確認したところ、令和2年度の都全体における中小事業者自身による登録戸数等を、代行を希望する事業者戸数と見積もつて、5,000戸と見積もつていたが、実績は6戸であった。支払実績を見ると、推定総金額の約10分の1となっており、虚担者が期待した金額から相当にかん離していることから、予定数量の見込みが適切でない。予定数量について、実績を勘案し適切に算出された。	泉岳寺駅地区の埋蔵文化財発掘調査は、令和4年度も引き続き実施するも年度協定を、令和4年4月1日付けで財団と締結している。当該協定は、調査の進捗を考慮し、四半期ごとに分割交付することを示した。四半期ごとに調査業務内容の報告を受け、既交付額に対する執行状況の把握や今後の所要額の概算を行うこととした。【2-エ】
	1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ		
26 住宅政策本部 単価契約の予定数量を適切に算出するべきもの	1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ	民間住宅部は、住宅の情報センターをプラットフォーム情報提供システムへ登録する事務の代行を希望する事業者のため、受付・入札業務を委託して、「チラシの作成等)及び単価による業務(登録内容の確認、代行入力等)となっている。ところで、単価による業務については、予定数量が推定総金額に反映されるものであるから、予定数量は多少異なる必要がある。そこで、予定数量について確認したところ、令和2年度の都全体における中小事業者自身による登録戸数等を、代行を希望する事業者戸数と見積もつて、5,000戸と見積もつていたが、実績は6戸であった。支払実績を見ると、推定総金額の約10分の1となっており、虚担者が期待した金額から相当にかん離していることから、予定数量の見込みが適切でない。予定数量について、実績を勘案し適切に算出された。	泉岳寺駅地区の埋蔵文化財発掘調査は、令和4年度も引き続き実施するも年度協定を、令和4年4月1日付けで財団と締結している。当該協定は、調査の進捗を考慮し、四半期ごとに分割交付することを示した。四半期ごとに調査業務内容の報告を受け、既交付額に対する執行状況の把握や今後の所要額の概算を行うこととした。【2-エ】
	1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ		

<p>住宅政策本部</p> <p>27</p> <p>管理関係が複雑な移管施設について調整を適切に実施すべきもの</p>	<p>住宅政策本部は、旧久米川団地を建て替えて東村山本町団地を整備するに当たり、市と覚書及び協定を締結している。これによると、本部が外周道路等を拡張・整備し、これを市へ移管するまでが所が田内通路として管理することとなった。また、道路排水のための雨水管についても、道路施設として本部が整備している。なお、汚水管については市が整備し、管理している。道路の移管は、通常、必要な補修等を完了して市道として認定された上で、所は、団地内通路を市へ移管するため所は、平成31年2月に市と現地立会いを行って、路面等の補修箇所を特定した。その後、令和元年度に団地内通路の一部が市道として認定され、道路表面は道路管理者として所が、道路敷地は所有者として所が管理することとなった。その結果、道路表面と汚水管は市が、道路敷地と雨水管はそれをそれぞれ管理するという複雑な管理形態が生じた。</p> <p>本部によれば、本件については市道としての認定を終えなければ移管が完了し、かつ補修を終えなければ移管が完了しない状態であったため、所は、令和2年11月に雨水管の更新を加えた内容で補修工事を実施した。</p> <p>所が補修のため本件箇所を掘削したところ、隣接民有地の取付管が更新対象の雨水管の上に近接して汚水管へ接続されていることが判明し、設計内容と比べて相当程度の工期及び費用の増加が見込まれることから雨水管については、令和4年度に改めてSPR工法等による補修を行う移管する予定となっている。</p> <p>この状況は、設計確定と本件工事契約を締結するまでの間に、隣接者による接続工事が行われたことにより、所が対して、影響する工事が実施される場合は調整を行うようあらかじめ依頼される。所がこれを行わず、その結果、補修の完了及び移管完了が後ろ倒しとなったことは適切でない。</p> <p>このように、道路表面は所有者として所が、道路敷地は所有者として所が管理し、建設された管は市が管理するものと所が管理するものが混在する場合、管への接続を認める立場にある者が互いに適切な管理ができるようより一層連携する必要がある。移管施設については、市等との連携を適切に実施されたい。</p>	<p>所は、令和4年8月22日、起工時等に活用しているチェックリストに連携・調整に関する確認項目を追加し、所内業務の進行管理において、将来管理者【2-1ウ】との連携・調整を確実に進めていく。</p> <p>【2-1ウ】 なお、本件の雨水管補修工事については、市との間で工法等許認可の調整を行っている。</p>
--	--	--

<p>環境局</p> <p>28</p> <p>(ア)ライオンズの調査委託契約について ライオンズ等の調査委託契約に搬送の根拠となる依頼書等を適切に搬取すべきもの</p>	<p>多摩環境事務所では、委託契約により、特定外来生物であるライオンズの捕獲等を行っている。この委託契約は、ライオンズを捕獲し殺処分後、その死骸の焼却処分は指定研究機関への焼却としての搬送を行う内容となっている。搬送は指定研究機関から研究機関へ搬送されることになっている。研究機関から研究機関へ搬送したところ、書面による搬送依頼はなく口頭でのみ搬送の依頼が行われていた。しかしながら、委託者への支払は、焼却処分・搬送業務の単価に実績を乗じるなどして算出されるため、搬送の根拠となる研究機関からの依頼書等が何もなく残っていることのみで行われていることは適切でない。</p> <p>所は、研究機関に死骸を搬送する根拠を明確に示せるよう、搬送の根拠となる依頼書等を適切に搬取された。</p>	<p>令和4年4月1日付けで研究機関から搬送されたライオンズ及びハクビンの身体提供に係る依頼文を徴し、令和4年度契約における致死処分後の捕獲個体については、当該文書に基づき当該研究機関へ搬送することとした。</p> <p>【1-エ】 令和4年6月1日付通知文により、監査結果を所内に周知し、再発防止について注意喚起を行った。</p> <p>【2-1、2-エ】</p>
<p>環境局</p> <p>29</p> <p>(ア)ライオンズの調査委託契約について ライオンズ等の調査委託契約に死骸の受取状況を確認できるような調査書類等の搬取を適切に行うべきもの</p>	<p>多摩環境事務所では、委託契約により、特定外来生物であるライオンズの捕獲等を行っている。この委託契約は、ライオンズを捕獲し殺処分後、その死骸の焼却処分は指定研究機関への焼却としての搬送を行う内容となっている。搬送は指定研究機関から研究機関へ搬送されることになっている。研究機関から研究機関へ搬送したところ、書面による搬送依頼はなく口頭でのみ搬送の依頼が行われていた。しかしながら、委託者への支払は、焼却処分・搬送業務の単価に実績を乗じるなどして算出されるため、搬送の根拠となる研究機関からの依頼書等が何もなく残っていることのみで行われていることは適切でない。</p> <p>所は、研究機関に死骸を搬送する根拠を明確に示せるよう、搬送の根拠となる依頼書等を適切に搬取された。</p>	<p>令和4年度の焼取入里山保全地域「搬送先」への持ち込みが確認できる書類を添えた作業報告書を提出することとした。【1-エ】 令和4年6月1日付通知文により、監査結果を所内に周知し、再発防止について注意喚起を行った。</p> <p>【2-1、2-エ】</p>

1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ク	ケ	コ
2	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ク	ケ	コ

1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ク	ケ	コ
2	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ク	ケ	コ

1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ク	ケ	コ
2	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	ク	ケ	コ



<p>30</p> <p>福祉保健局</p>	<p>見積りによる価格の設定を適切に行うべきも</p>	<p>小児総合医療センターは、4床室2室を2床室4室に改修するための工事を契約している。一部、積算標準単価等で見積できない項目があったため、財務局の積算標準を準用し、価格設定を行っている。見積りによる価格設定を行ったところ、本工事は本来令和2年度に施工予定であったため、これら全ての見積りが令和2年3月下旬に有効期限を3か月から6か月として取り消されたものであることが認められた。</p> <p>しかしながら、本工事は、実施時期(令和3年度施工)が新型コロナウイルスの影響で遅れているにもかかわらず、起工時点で有効期限を9か月から1年2か月以上経過し、起工(積算)時点での資材価格相場や取引実績等を反映させていない見積りを、そのまま価格の設定に用いており適切でない。センターは、見積りにより価格の設定を適切に行われた。</p>
<p>31</p> <p>福祉保健局</p>	<p>業務フローの見直し資金前渡し及び契約の正に行うべきもの</p>	<p>「東京都会計事務規則第76条関係の解釈、運用等について(通知)」に基づき、資金前渡の少額支払案件による場合、物品の購入に先立ち、前渡し支払予定書を作成して使途を明らかにした上で、資金前渡受者の決裁を受ける必要があるとされている。</p> <p>北療育医療センター城南分園において、業務用消耗品等の購入について見たところ、次の状況が認められた。</p> <p>① 資金前渡の少額支払案件について、分園が前渡し支払予定書を作成し、所定の決裁等手続を行う前に、既に物品が納品されている。</p> <p>② 契約について、契約関係の書類(納品書)を見たところ、契約日より前に、既に物品が納品されている。</p> <p>正規の手続を経ないまま発注・納品させていることは適正ではない。分園は、業務フロー及びプロセスを再見直し、業務用消耗品の購入に係る資金前渡し及び契約の手続を適正に行われた。</p>

<p>32</p> <p>福祉保健局</p>	<p>補修工事に係る契約手続を適正に行うべきも</p>	<p>令和4年3月17日に当院の全用度担当及び会計担当を対象とした研修を実施し、適正な積算について周知した。また、令和4年3月29日付通知文により、契約目録の積算に当たっては、適正に実施するよう病院経営本部から全部分立病院へ周知した。【2-エ】</p>
<p>33</p> <p>福祉保健局</p>	<p>委託契約における再委託の取扱いを行うべきも</p>	<p>センターは、令和4年8月24日開催の所内運営会議で、各購買代理店に対して、監査指導事項及び改善措置について周知し、定期的な在庫確認を行い、在庫切れによる突発的な都度発注を防止するよう徹底した。【2-エ】</p> <p>また、令和4年10月3日に、機材車庫した消耗品購入契約において、機材車庫した。【2-エ】</p> <p>さらに、監査者推進推進部は、令和4年10月7日付通知文により、部内各課及び各事業所宛てに適正な手続の徹底について周知した。【2-エ】</p>
<p>34</p> <p>福祉保健局</p>	<p>公有財産の貸付け等に際し、台帳に登載すべきも</p>	<p>府中療育センターの消防火配管等の修理契約について見たところ、正規の手続を経ないままに補修工事が実施されていることが認められた。また、注者が決定していることになっているが、3者から見積書の提出があったとされている日は、既に補修工事が実施された後であることはいえないう状況とされている。センターは、補修工事に係る契約手続を適正に行われた。</p> <p>指導監査部では、契約により、廃棄文書の廃棄処理及び処理施設までの運搬を委託し、承諾のない再委託を禁止する契約約款を用いるとともに、仕様書において「原則として第三者に委託してはならない。委託する場合は「再委託協議書」を都に提出すること。」と定めていた。で、履行が適正に行われているか見たところ、廃棄処理について再委託の事実が認められ、理由として「再委託協議書」が提出されておらず、再委託が承諾されていないことが判明した。</p> <p>さらには、都の承諾がない再委託先の第三者から都宛てに提出された証明書を根拠として、履行確認、完了検査を終了し、支出まで完了させていた。部は、仕様書に基づき再委託の取扱い、履行確認及び完了検査を適正に行われた。</p> <p>令和4年6月21日までに、貸付け等について公有財産台帳に登載した。【1-エ】</p> <p>令和4年8月31日に、担当者が使用し、令和4年公有財産管理の業務マニュアルに台帳への登録について追記し、登録漏れがないように改善を行った。【2-ウ】</p>

<p>35</p> <p>産業労働局</p> <p>宿泊施設建設 力向上専門 委託に基づ き、適正に うべきも</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>③</p>	<p>観光部は、県民契約により、中小企 業の経営実態を熟知し観光開門家を派 遣している。 契約内訳書において、地域に応じた 報償費及び個別報告書作成費の想定数 量と単価を定めている。 量と単価を定めて提出された実 施報告及び個別報告書を見たこと で、専門家を派遣した事業者数は32 事業者であり、個別報告書は事業者1 件別に作成するとしていたことから、 部は本実施、32件分の個別報告書作成 費を支払うべきところ、36件分の支 払を行っており、適正でない。 これにより、不経済支出が生じてい る。 部は、宿泊施設建設力向上専門家派遣 業務委託について、仕様書に基づき適 正に支払われた。</p>
<p>36</p> <p>産業労働局</p> <p>工事記録写 真の提出に ついて受注 者への指導 を徹底すべ きもの</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>③</p>	<p>農業振興事務所は、国有農地を適正 に管理するための維持管理工事を行っ ており、受注者に対し、工事の経過や 施工状況等の写真を撮影させ、工事完 了後に提出させている。 所は、写真の撮影方法等について、局 「工事記録写真撮影要領」を適用し、局 工事記録写真撮影要領に基づき、工 事この基準及び要領により、工事 記録をとり、施工が適正に行われてい ることを明らかにする手段の一つであ り、各施工段階における施工状況等の 記録と工事完了後では明視できない部 分の記録とを主目的とし、各種工程の 確認、材料の確認、工事上の問題が発 生した時の判断資料等についても、軽 易な工事や解体工事等についても、基 準や要領を適用している。 ① 工事記録写真を見たところ、監査日 現在、仕様書では、立入防止柵の設置に 当たり、支柱を土中に40cm以上打 ち込み、高さを確認した後、箱を打 ち込み、上部堅固に設置することとあ るが、受注者は、設置前及び設置後 の支柱の長さが確認できる写真を提 出していない。 ② 仕様書では、物置の解体・撤去等 を行い、作業前、作業中、作業後の 写真を撮影することとあるが、受注者 は、物置の解体前の建物の写真を提 出していない。 ③ 建設廃棄物が発生しており、要領 によること、運搬状況を搬出時に搬出 先場へ（品目ごと）に撮影すること、処 分場へ（品目ごと）に撮影することとあ るが、受注者は、1枚も提出してい ない。 所は、完了検査を適正に行うため、 工事記録写真の提出について、受注者 への指導を徹底された。</p>

<p>37</p> <p>産業労働局</p> <p>清掃委託契 約の履行確 認を適正に 行うべきも の</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>③</p>	<p>労働相談情報センター池袋事務所 日常 庁舎清掃委託契約を締結し、日常清 掃業務、定期清掃業務等を委託して いる。ところで、日常清掃報告書を見た ところ、地下1階と3階の清掃は、週1 回であるにもかかわらず、週2回 行われている。 ② 2階と5階の清掃は、仕様書で 定められた曜日に行われていない ことが認められた。所は、これを看過し て履行確認において検査合格としてお り、適正でない。 所は、清掃委託契約の履行確認を適 正に行われた。</p>
<p>38</p> <p>産業労働局</p> <p>各月におけ る業務内容 及び金額を 明らかにし 委託者から 取りすべき もの</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>③</p>	<p>中央、城北職業能力開発センター高 年齢者校は、校内設備の保守点検につ いて、委託契約により実施している。 本契約は、電気設備の月次点検や 年に数回実施する各種設備の業務量に 等を行うものである。そのため、請書の内容 には、各月の業務内容とそれに対する 金額を明らかにしておく必要がある が、本契約の内訳書を見たところ、業 務量と金額が不明である。契約期間の総額が このことについて、校は、契約締結 に当たり、受注者から提出された見積 書の明細により、月ごとの業務量を確 認し、履行完了後の代金の支払に当 たっては、請求書と見積明細との突合 を行っていたとしている。 しかし、見積明細はあくまで契約締 結前に提出された見積書の一部である こと、見積明細には、各業務の実施回 数は記載されているものの、各業務は どの月に実施するかまでは明らかとは なっていないことから、契約内容とし て、月ごとの業務量及び代金を確認し たとは言えず、適切でない。 校は、各月における業務内容及び金 額を明らかにした内訳を受託者から徴 取された。</p>

所は、令和4年度庁舎清掃委託につ  
いて、令和4年5月から「日常清掃報  
告書」を各日の清掃実施箇所を明示し  
た内容に改訂し、実施箇所等について  
業者への指導・確認を行い、履行確認  
を適正に行うこととした。【2-1-1】  
履行確認の際、担当・所管理長代行  
理とともに、業務委員内訳契約について  
報告等を確認し、適正で適確な履行確  
認を徹底している。

校は、令和4年度の設備保守点検委  
託において、各月の業務内容及び金額  
を明らかにした内訳書を受託者から徴  
取した。【2-1-1】  
今後とも同様の契約の際は、各月にお  
ける業務内容及び金額を明らかにした  
内訳書を作成し、月ごとで支払うこと  
を徹底する。あわせて、契約締結に当  
たっては、必要に応じて調査し、適切  
な契約手続を行う。



<p>43 中央卸売市場</p>	<p>消防設備の不具合により、市場全体として、全体的に消防設備の不具合が指摘されている。また、市場全体の消防設備の不具合が指摘されている。また、市場全体の消防設備の不具合が指摘されている。</p>	<p>市場は、平成30年定例審査及び令和4年定例審査において、消防法に基づき点検結果で不良とされた消防設備と指図を受けている。この5年間に類似の指図を2回も受けることとなり、市場全体として、組織的な再発防止の徹底が求められる状況である。また、令和4年6月29日付通知文により、消防設備等の点検結果一覽及び防火意識及び危機管理対応の早急な改善を図った。</p> <p>また、令和4年6月29日付通知文により、消防設備等の点検結果一覽及び防火意識及び危機管理対応の早急な改善を図った。</p>
<p>44 中央卸売市場</p>	<p>（契約の適正な実施について） 契約の一部中止を含め、契約の変更や手続を速やかに実施すべき。</p>	<p>管理部門は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、卸売市場におけるシニアプロモーション事業運営業務を委託している。この中で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が原則無観客での開催となった中、本契約の履行状況と、次の問題点が認められた。</p> <p>本契約の契約期間を約1か月過ぎた。また、監査日現在、委託業務の全てが未実施である。また、卸売市場は、委託業務の一部の制作期間延長について、受託者とも協議し、延長後の制作期間も約2か月が経過しており、早急な契約変更の必要が認められる。また、卸売市場は、契約変更手続の遅延の原因は、オペレーションの整備内容が整わなかったためとしている。また、卸売市場は、オペレーションの中止と、また、市場の一般見字は中止している。また、市場の一般見字は中止している。また、市場の一般見字は中止している。また、市場の一般見字は中止している。</p>

<p>45 中央卸売市場</p>	<p>（契約の適正な実施について） 契約の一部中止を含め、契約の変更や手続を速やかに実施すべき。</p>	<p>管理部門は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、卸売市場におけるシニアプロモーション事業運営業務を委託している。この中で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が原則無観客での開催となった中、本契約の履行状況と、次の問題点が認められた。</p> <p>本契約の契約期間を約1か月過ぎた。また、監査日現在、委託業務の全てが未実施である。また、卸売市場は、委託業務の一部の制作期間延長について、受託者とも協議し、延長後の制作期間も約2か月が経過しており、早急な契約変更の必要が認められる。また、卸売市場は、契約変更手続の遅延の原因は、オペレーションの整備内容が整わなかったためとしている。また、卸売市場は、オペレーションの中止と、また、市場の一般見字は中止している。また、市場の一般見字は中止している。また、市場の一般見字は中止している。</p>
----------------------	--	--

46	建設局	<p>(都立公園使用料の納付期限を適正に指定するにききもの)</p>	1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
			2	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
<p>東部公園緑地事務所は、管理許可受者から、東京都立公園条例に基づいて使用料を徴収している。</p> <p>東京都立公園条例施行規則によれば、許可期間が3か月を超えれば、各四半期の初めの月に使用料を徴収することとされている。また、公園緑地部は、令和2年度分の使用料について「通知」により、感染拡大に伴って納付が困難になった設置・管理許可受者に、令和3年3月31日までに納付が困難になった設置・管理許可受者を対象に、令和3年3月31日までに納付期限を猶予する取扱いを行っている。</p> <p>しかしながら、所は、管理許可受者に対し、令和2年度第3四半期分及び第4四半期分において、通知で定められた猶予できる期限を超えた納付期限を指定して、納入通知書を発行しており、適正でない。</p> <p>所は、都立公園使用料の納付期限を適正に指定されたい。</p>			<p>東部公園緑地事務所は、令和4年4月7日開催の管理課長代理会において、指前事項の周知を行うとともに適正な納付期限の設定について各担当に注意喚起を行った。</p> <p>また、令和4年8月4日開催の管理課長代理会において、改めて指前事項の周知を行い、適正な納付期限の設定について各担当に注意喚起を行っている。</p> <p>【2-エ】</p>										
47	建設局	<p>(都立公園使用料の徴収について)</p> <p>手引を改訂し都立公園使用料の督促を行うべきもの</p>	1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
			2	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
<p>東部公園緑地事務所は、管理許可受者に配布している「都立公園占・使用料徴収手引き」では、催促による納付を促すこととされている。</p> <p>東部公園緑地事務所は、管理許可受者Aから令和4年3月31日まで待つこととしたため、Aに納付する意思があるものとして、手引に従い、監査日時でAに対して督促状を発行している。</p> <p>しかしながら、都立公園の使用料に係る督促状については、東京都分拒金等に関する条例により、納付期限経過後20日以内に発行することとされていることは適正でない。</p> <p>また、手引では督促状を発行すべき時期を定めておらず、設置・管理許可受者との交渉が継続中であっても速やかに督促状を発行するよう、手引の記載を改める必要がある。</p> <p>所は、都立公園使用料の督促を行われない。</p> <p>預は、設置・管理許可受者との交渉が継続中であっても、納付期限経過後速やかに督促状を発行するよう、手引を改訂されたい。</p>			<p>東部公園緑地事務所において督促状の発行の準備を進めながら催促をしていくところ、令和4年5月19日に第1四半期分及び第2四半期分の使用料の納入がなされた。【1-ア】</p> <p>同日に第3四半期分及び第4四半期分の納入がなされた。【1-イ】</p> <p>公園緑地部は、「都立公園占・使用料徴収手引き」を改訂し、納付期限経過後20日以内に督促状を発行することについて、令和4年8月18日付手引について、令和4年8月18日付通知文により各【2-ウ】し、周知した。</p>										

48	建設局	<p>より効果的 な河川占 用料の納付 指 導するに ききもの</p>	1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
			2	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
<p>第五建設事務所は、債務者が新中川に有する釣り船の係留場・棧橋・陸揚・係留航について平成23年度まで、河川敷地の占用を許可していたが、これにかかると河川敷地占有料が未納となっており、</p> <p>平成24年度以降は、占有料未納のため、占有を許可しておらず、不法占有の状態となっている。</p> <p>令和4年1月17日、平成23年4月22日及び平成23年2月25日に債務承認及び分納誓約書を提出させているが、これらでの交渉において、債務者が、また、所は債務者に係る不動産登記簿の調査と区市町村の納税状況調査を行っているが、確定申告等による債務者の収支状況の調査は行っていない。</p> <p>今後、所は、確定申告等に基づき収支状況を把握の上、実行可能な分納計画を作成させ、履行しなかつた場合には強制徴収手続を行うなど、より効果的な納付指導を行う必要がある。</p> <p>所は、より効果的な河川占有料の納付指導を行われない。</p>			<p>第五建設事務所は、令和4年2月、同年7月、同年8月の3回、債務者と折衝等をして提示させ、履行可能と判断できる月ごとの分納計画を立てさせた。納付を促すこと、所近隣の金融機関での都度支払を促すこととした。なお、31日(期限)は同年8月29日付けで履行済みである。</p> <p>また、折衝の中で、債務者に、納付を怠った場合には強制徴収手続に移ることを伝え、関係区へ所得情報調査を開始した。【1-ア】</p> <p>所は、令和4年8月23日開催の課長会及び同日24日開催の管理課長代理会において指前事項を関係者に周知し、未納者が発生した場合には、「河川流水占有料等徴収手続の手引」に沿って折衝を早期に固め、財産調査等、必要な調査を速滞なく行いながら、折衝を重ねていくよう注意喚起した。【2-エ】</p>										
49	建設局	<p>(単師契約 工事につ いて)</p> <p>単師契約に よる総師 契約により 実施する べきもの</p>	1	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
			2	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
<p>単師契約工事は、1件400万円未満の小規模な工事を施行することを目的としている。そこで、本来は1件400万円以上の工事を複数の指示工事として単師契約工事により施行しないかについて見たところ、北多摩北部建設事務所において、事業地管理工事(単師契約)その1及び事業地管理工事(単師契約)その2により、本来1件の工事を複数の指示工事により施行しており、適正でない。</p> <p>所は、これらの工事について、単師契約によらず、1件の工事請負契約として総師契約により実施されたい。</p>			<p>北多摩北部建設事務所は、令和4年4月6日に開催した用地第一課・用地第二課・工事第一課の打ち合わせにおいて、事業地管理工事の適切な発注に向け、事前土地使用と工事第一課とで決り、事前内容を確認、調整することを取りまとめた。【2-ウ】</p> <p>また、所は、令和4年4月12日に開催した課長代理会において、指前事項を関係者に周知し、注意喚起及び再発防止を図った。【2-エ】</p> <p>道路建設課は、令和4年5月から7月までで開催した執行課会議において、関係者に本案件を周知し、注意喚起及び再発防止を図った。【2-エ】</p>										